

再整理事項に関する説明資料

総務省統計局

今回の変更では、「高齢者等のための設備等」（以下「本項目」という。）の選択肢に「浴室暖房乾燥機」を追加することが計画されている。

本項目は、従来、調査対象となった住戸に高齢者が居住しているかどうかに関わらず、当該住戸における設備の設置状況を把握するための項目であり、「高齢者等のため」という記載は、報告者に設備の設置目的をイメージしてもらうための代表的な例示に過ぎない。

しかし、この「高齢者等のため」という記載があるために、逆に、高齢者がいない住戸が調査対象になった場合、本項目全体について「記入しなくていい」と誤解される可能性が生じているのではないかと懸念されている。

ついては、本項目に記入漏れが発生しないよう、項目名の変更等、適切な改善が必要ではないかと懸念されている。

【回答】

第1回部会での御指摘を踏まえ、本項目に記入漏れが発生しないよう、調査対象世帯に配布する「調査票の記入のしかた」、オンライン回答世帯が利用する「電子調査票」及び調査員が使用する「調査の手引」において、高齢者等がいない世帯であってもこれらの設備等について回答対象である旨の注記を行う。

○令和5年住宅・土地統計調査 調査票甲（案）（調査票乙においては項番17）

16 高齢者等のための設備等 ・当てはまるものすべてに記入してください													
手すりがある								またぎやすい高さの浴槽	浴室暖房乾燥機	廊下などが車いすで通行可能な幅	段差のない屋内	道路から玄関まで車いすで通行可能	これらの設備はない
玄関	トイレ	浴室	脱衣所	廊下	階段	居住室	その他						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

○令和5年調査における「調査票の記入のしかた」への注記案

16 高齢者等のための設備等

- 高齢者等がない世帯であっても、これらの設備等があれば記入してください。
- 「またぎやすい高さの浴槽」とは、洗い場から浴槽の縁までの高さが高齢者や障がい者に配慮された設計の浴槽をいいます。
- 「浴室暖房乾燥機」とは、浴室内の天井または壁に設置されている、暖房機能を有する浴室乾燥機をいいます。脱衣室のものは含めません。
- 「廊下などが車いすで通行可能な幅」は、一般的な車いすでは、約80cm以上の幅です。
- 「段差のない屋内」とは、高齢者などが屋内で段差につまずいたりしないように設計されたものをいいます。

第1回部会審議を踏まえた注記案

○（参考）前回調査（平成30年）における「調査票の記入のしかた」の注記

14 高齢者等のための設備等

- 「またぎやすい高さの浴槽」とは、洗い場から浴槽の縁までの高さが高齢者や障がい者に配慮された設計の浴槽をいいます。
- 「廊下などが車いすで通行可能な幅」は、一般的な車いすでは、約80cm以上の幅です。
- 「段差のない屋内」とは、高齢者などが屋内で段差につまずいたりしないように設計されたものをいいます。